

## 陳情第6号

### 「請願書・陳情書の手引き」の一部改正に関する陳情書

#### (陳情要旨)

流山市の「請願書・陳情書の手引き」によりますと、委員会への資料配付を陳情者（請願者）による提出となっておりますが、わざわざ提出する為に市議会へ行くのも時間がかかり、メールなどの送付が便利です。印刷はわずか9部であり経費もかかりません。また障害者などへの合理的配慮を考えますと、1部提出後、事務局で印刷するのが適切と考えます。

#### (陳情項目)

- 1 「請願書・陳情書の手引き」の審査資料を委員に配付したい場合は、9部を議会事務局へ提出を、1部に変更してください。

令和7年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一